

令和 8 年 4 月 16 日

各所属 総務（庶務）担当課長様
各区役所 教育担当課長様
各区役所 就学事務所管担当課長様

教育委員会事務局 総務部
学校適正配置担当課長
（電話：6208-9111）

大阪市立小学校及び中学校の廃止並びに新設について（お知らせ）

標題について、令和 7 年 2 月 21 日及び令和 8 年 2 月 26 日の市会本会議におきまして、「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例」が可決され、大阪市公報（号外第 1 号（令和 7 年 2 月 26 日発行分）及び号外第 1 号（令和 8 年 3 月 2 日発行分））において公布されましたので、次のとおりお知らせいたします。なお、市長が定める施行期日については令和 8 年 3 月 25 日に告示されています。

記

1 小学校の廃止

学校名	位置	廃止予定年月日	備考
きたつるはし 北鶴橋小学校	生野区鶴橋 3 丁目	令和 9 年 4 月 1 日	北鶴橋小学校、鶴橋小学校を統合し、児童はつるはし小学校へ就学する。
つるはし 鶴橋小学校	生野区桃谷 2 丁目		

2 小学校の新設

学校名	位置	新設予定年月日	備考
つるはし小学校	生野区桃谷 2 丁目	令和 9 年 4 月 1 日	北鶴橋小学校、鶴橋小学校を統合し、鶴橋小学校の敷地につるはし小学校として設置する。

3 中学校の廃止

学校名	位置	廃止予定年月日	備考
築港中学校	港区築港 1 丁目	令和 9 年 4 月 1 日	港中学校、築港中学校を統合し、生徒は港中学校へ就学する。

※学校名については、諸施設等の名称や事業名などに関連する場合があります。
小学校及び中学校の廃止並びに新設による影響についてご注意ください。

◇大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

- 1 港中学校及び築港中学校を統合して港中学校とすることにしました。
- 2 この条例は、令和9年4月1日から施行することにしました。

(教育委員会事務局総務部学事課)